

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月14日
【四半期会計期間】	第92期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)
【会社名】	ホッカンホールディングス株式会社
【英訳名】	HOKKAN HOLDINGS LIMITED
【代表者の役職氏名】	取締役社長 工藤 常史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
【電話番号】	03(3213)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 山崎 節昌
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
【電話番号】	03(3213)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 山崎 節昌
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第2四半期 連結累計期間	第92期 第2四半期 連結累計期間	第91期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	64,049	66,322	119,923
経常利益 (百万円)	4,378	7,505	5,732
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,592	4,921	3,384
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,761	4,543	3,186
純資産額 (百万円)	48,602	49,678	49,597
総資産額 (百万円)	132,445	130,106	132,101
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	38.55	75.64	50.33
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.6	37.0	34.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,410	7,650	12,953
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△8,325	1,086	△12,089
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,254	△7,573	305
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,344	3,282	2,155

回次	第91期 第2四半期 連結会計期間	第92期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	22.91	38.54

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社子会社が保有するトーンサービス株式会社の全株式を売却したことにより、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新興国経済の減速の影響により輸出・生産面に鈍さがみられるものの、個人消費が雇用・所得環境の着実な改善を背景に底堅く推移したため、景気は総じて緩やかに回復を続ける状況となりました。

当第2四半期連結累計期間における清涼飲料業界の状況につきましては、8月以降の相次ぐ台風による被害等がありましたものの、防災意識の高まりや西日本地区における夏場の猛暑により、ミネラルウォーター等を中心に国内市場全体が押し上げられたため、清涼飲料業界全体では前年を上回る結果となりました。

カテゴリー別でみますと、ミネラルウォーターが前年を上回った他、茶系飲料につきましてもお客様による新製品が好調に推移したため、前年を上回る結果となりました。しかしながら、その他の清涼飲料（炭酸飲料・スポーツドリンク等）につきましては、東日本地区の天候不順や相次ぐ台風の影響等により販売が伸びず、前年を下回る結果となりました。

容器別では、缶製品につきましては、缶コーヒーが引き続きカップ式カウンターコーヒーの普及の影響等がありましたものの、無糖系ブラックコーヒーを中心としたリシール缶（ボトル缶）が好調でありましたため、前年を上回る結果となり、また、ペットボトル製品につきましても前年を上回る結果となりました。

食品缶詰業界につきましては、水産缶詰では主力のツナ缶は順調でありましたが、その他の水産缶詰につきましては、水産原料の不足による製品価格の値上がり等の影響を受けたため、前年を下回る結果となりました。また、農産缶詰につきましても8月以降発生した相次ぐ台風の被害等により農産原料の確保が出来ず、大幅な減産となりましたため、食品缶詰全体では前年を下回る結果となりました。

〔容器事業〕

（メタル缶）

①飲料缶・食品缶

飲料用スチール空缶につきましては、主力の缶コーヒーが、アルミ缶化の影響やリシール缶（ボトル缶）拡大の影響等はありませんでしたが、主要なお客様への販売が好調に推移したため飲料用スチール空缶全体では前年を大きく上回る結果となりました。

食品缶詰用空缶につきましては、農産缶詰において、主力のスイートコーン缶が8月に発生した台風の被害により前年を大きく下回り、また、水産缶詰につきましてもサンマ等の原料不足と製品価格高騰の影響により前年を下回りましたため、食品缶詰用空缶全体では前年を下回る結果となりました。

②その他

エアゾール用空缶につきましては、主力の殺虫剤や家庭用品等が好調に推移したため前年を上回る結果となりました。

また、美術缶につきましても、新商品の受注により販売が好調に推移したため、前年を上回る結果となりました。

(プラスチック容器)**①飲料用ペットボトル**

飲料用ペットボトルにつきましては、お客様による内製化の影響に加え、東日本地区における夏場の天候不順等も影響し、前年を下回りましたものの、無菌充填用ブリフォーム（ボトル成型前の中間製品）は積極的な営業活動により、前年を上回る結果となりました。

②食品用ペットボトル

食品用ペットボトルにつきましては、贈答用商品は前年を下回りましたものの、当社グループにおいて新規開発したスクイズ機能ボトル（くびれプッシュボトル）の販売等が好調に推移したため、食品用ペットボトル全体では前年を上回る結果となりました。

③その他

一般成形品につきましては、食品用や洗剤関連が新規受注等により増加いたしましたものの、化粧品用が前年の主要なお客様のリニューアル生産の反動により前年を下回り、また、バッグインボックスにつきましても前年を下回りましたため、一般成形品全体では前年を下回る結果となりました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は21,634百万円（前年同期比1.1%減）となり、営業利益は1,970百万円（前年同期比97.9%増）となりました。

〔充填事業〕**(缶製品)**

缶製品につきましては、リシール缶（ボトル缶）が新製品の獲得等により前年を上回る販売となりましたものの、通常缶につきましては、炭酸ラインを閉鎖した影響等により前年を大きく下回る販売となりましたため、缶製品全体では前年を下回る結果となりました。

(ペットボトル製品)

ペットボトル製品につきましては、アセプティック（無菌充填）を含む大型ペットボトル製品は、前年を下回る販売となりましたものの、アセプティック（無菌充填）を含む小型ペットボトル製品につきましては、積極的な営業活動により各社の新製品を受注するなど、前年を大きく上回る販売となりましたため、ペットボトル製品全体では前年を上回る結果となりました。

以上の結果、乳製品受託製造販売を営むくじらい乳業株式会社を加えた充填事業全体の売上高は40,436百万円（前年同期比4.6%増）となり、営業利益は5,075百万円（前年同期比45.2%増）となりました。

〔機械製作事業〕

機械製作事業につきましては、エンジニアリング部門における受注減少の影響がありましたものの、自動車部品生産機械やリチウム電池製造設備の受注獲得により、機械製作事業全体の売上高は1,505百万円（前年同期比92.6%増）となり、営業利益は96百万円（前年同期は営業損失21百万円）となりました。

〔その他〕

インドネシアにおいて、容器（ペットボトル）製造から内容物の充填までを一貫しておこなうPT.HOKKAN INDONESIA（ホッカン・インドネシア社）では、新規顧客の獲得により販売が好調に推移したため、前年を上回る販売となりました。

また、ベトナムにおいて清涼飲料の受託充填事業を営んでおりますNIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.（日本キャンパック・ベトナム社）は、一部得意先の販売が減少するなど、前年を下回る結果となりました。

以上の結果、工場内の運搬作業等を行っております株式会社ワーク・サービスおよび化粧品等製造販売を営む株式会社コスメサイエンスを加えたその他全体の売上高は2,745百万円（前年同期比0.3%増）となり、営業利益は26百万円（前年同期は営業損失93百万円）となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間における売上高は66,322百万円（前年同期比3.5%増）、営業利益は6,621百万円（前年同期比74.0%増）、経常利益は7,505百万円（前年同期比71.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は4,921百万円（前年同期比89.9%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第2四半期連結会計期間末における総資産の残高は130,106百万円（前連結会計年度末は132,101百万円）となり1,995百万円の減少となりました。これは受取手形及び売掛金の増加（23,752百万円から25,393百万円へ1,640百万円の増）並びに現金及び預金が増加（2,155百万円から3,282百万円へ1,126百万円の増）したものの、投資有価証券の減少（22,478百万円から20,007百万円へ2,471百万円の減）、有形固定資産の減少（62,553百万円から60,924百万円へ1,629百万円の減）及び長期貸付金が減少（757百万円から203百万円へ553百万円の減）したことが主な要因であります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債の残高は80,427百万円（前連結会計年度末は82,504百万円）となり2,076百万円の減少となりました。これは支払手形及び買掛金の増加（18,245百万円から19,391百万円へ1,145百万円の増）及び未払法人税等が増加（1,606百万円から2,701百万円へ1,095百万円の増）したものの、長期借入金の減少（37,175百万円から33,823百万円へ3,352百万円の減）及び流動負債の「その他」に含まれております未払金が減少（3,461百万円から2,679百万円へ781百万円の減）したことが主な要因であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は49,678百万円（前連結会計年度末は49,597百万円）となり81百万円の増加となりました。これは非支配株主持分の減少（4,001百万円から1,539百万円へ2,461百万円の減）、自己株式の増加（△29百万円から△1,952百万円へ1,923百万円の減）及び為替換算調整勘定が減少（108百万円から△300百万円へ408百万円の減）したものの、親会社株主に帰属する四半期純利益4,921百万円を計上したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローで7,650百万円の増加（前年同期は6,410百万円の増加）、投資活動によるキャッシュ・フローで1,086百万円の増加（前年同期は8,325百万円の減少）、財務活動によるキャッシュ・フローで7,573百万円の減少（前年同期は2,254百万円の増加）がありました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益8,096百万円（前年同期は4,220百万円）、減価償却費3,090百万円（前年同期は2,955百万円）、売上債権の増加に伴う資金の減少額3,127百万円（前年同期は38百万円の減少）、たな卸資産の増加に伴う資金の減少額184百万円（前年同期は221百万円の増加）、仕入債務の増加に伴う資金の増加額1,181百万円（前年同期は1,186百万円の減少）が主な増減要因であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に北海製罐株式会社の各種飲料用空缶製造設備の更新拡充及び東都成型株式会社における一般成形品製造設備の増設等に伴う有形固定資産の取得による支出2,214百万円（前年同期は7,909百万円）、関係会社株式の売却による収入1,789百万円、投資有価証券の売却による収入1,586百万円が主な増減要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期及び短期借入金の返済による支出10,054百万円（前年同期は27,362百万円）、短期借入れによる収入7,135百万円（前年同期は25,478百万円）、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出2,278百万円、自己株式の取得による支出1,924百万円（前年同期は0百万円）、リース債務の返済による支出242百万円（前年同期は239百万円）、提出会社による配当金の支払額252百万円が主な増減要因であります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,126百万円増加し、3,282百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、大正10年（1921年）の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、平成17年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

清涼飲料市場を主たるマーケットとしております当社グループを取り巻く今後の環境につきましても、今期は競争激化の影響を受けたお客様からのコストダウン要請が続くなか、当社容器事業における缶コーヒーの競争激化が進むなど依然厳しい状況が続くものと思われまます。

当社と東洋製罐グループホールディングス株式会社は、平成28年4月25日に両社間における経営統合に関する基本合意書を締結した旨の発表を行いました。

本経営統合では、最終的に当社株主総会の承認および必要な関係当局の認可等を得ること等を前提として東洋製罐グループホールディングス株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを基本方針としており、両社は今後、株式交換の効力発生日を平成29年4月1日（予定）として対等の精神に則り、本経営統合に向けた具体的な協議および検討を進めてまいります。また、東洋製罐グループホールディングス株式会社と経営統合に向け協議を進める一方、既存事業の持続的成長に向けた取り組みを引き続き行っていくとともに、前中期経営計画で掲げておりました「新たな事業展開への挑戦」の成果をあげるべく海外事業分野と新規事業分野をさらに強化してまいります。

上記のように、当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成23年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決定し、同年6月29日開催の定時株主総会においてご承認をいただいております。その後、同対応策の有効期限の満了を迎えたため、所要の変更を加えた上で、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、新たに買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認いただいております。

(イ) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(ロ) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

(ハ) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

(ニ) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、提案する大規模買付行為の概要等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

b. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には当該書面に従い、必要情報を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

その上で、提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

c. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（いずれも情報完了通知の発送日の翌日から起算されます。以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告を行うに至らない場合等、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとし、また、その場合、延長する理由及び期間について開示いたします。

取締役会評価期間中、独立委員会は独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

d. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。

当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行し、その旨を開示します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合（なお、かかる株主総会の決議は普通決議によるものといたします。）、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

e. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付者は大規模買付行為を実施できないものとします。したがって、大規模買付者は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始できるものとします。

(ホ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が当該時点で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間等を設けることがあります。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

c. 対抗措置発動の停止等について

上記a. 又はb. において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得等の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(へ) 株主の皆様にご与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

b. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(ト) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、平成29年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

- (4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」をはじめとする買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有しています。

- (イ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

なお、当社は、本プランの発動にあたり、新株予約権の行使が認められない者に対し、新株予約権の金銭等による買取等、金銭等の経済的な利益の交付は行いません。

- (ロ) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適切な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

- (ハ) 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の第89回定時株主総会において、承認されたものでありますので、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

- (ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

- (ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

- (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は449百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,346,935	67,346,935	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数は 1,000株で あります。
計	67,346,935	67,346,935	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年7月1日～ 平成28年9月30日	—	67,346,935	—	11,086	—	10,725

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	3,274	4.86
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町1-5-5（東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟）	3,273	4.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	2,824	4.19
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	2,000	2.97
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	1,805	2.68
株式会社北海道銀行	北海道札幌市中央区大通西4-1	1,765	2.62
株式会社メタルワン	東京都千代田区丸の内2-7-2	1,700	2.53
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	東京都千代田区丸の内2-2-2	1,659	2.46
J F E スチール株式会社	東京都千代田区内幸町2-2-3	1,565	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	1,256	1.86
計	—	21,126	31.37

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式6,090千株（9.04%）があります。

(注) 2. 所有株式数には信託業務に係る株数を下記のとおり含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 2,824千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 1,256千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 6,090,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 61,015,000	61,015	—
単元未満株式	普通株式 241,935	—	—
発行済株式総数	67,346,935	—	—
総株主の議決権	—	61,015	—

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) ホッカンホールディングス 株式会社	東京都千代田区丸の内 2－2－2	6,090,000	—	6,090,000	9.04
計	—	6,090,000	—	6,090,000	9.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、きさらぎ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,155	3,282
受取手形及び売掛金	23,752	25,393
電子記録債権	2,633	4,075
商品及び製品	4,117	4,360
仕掛品	2,013	1,958
原材料及び貯蔵品	2,564	2,525
繰延税金資産	683	624
その他	4,828	3,406
貸倒引当金	△20	△21
流動資産合計	42,728	45,605
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	23,558	22,821
機械装置及び運搬具（純額）	18,748	17,674
土地	16,072	16,067
リース資産（純額）	2,596	2,834
建設仮勘定	1,050	970
その他（純額）	527	556
有形固定資産合計	62,553	60,924
無形固定資産	1,177	1,072
投資その他の資産		
投資有価証券	22,478	20,007
長期貸付金	757	203
繰延税金資産	21	8
退職給付に係る資産	522	452
その他	2,130	2,094
貸倒引当金	△267	△262
投資その他の資産合計	25,641	22,504
固定資産合計	89,373	84,500
資産合計	132,101	130,106

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,245	19,391
短期借入金	11,623	11,962
リース債務	579	459
未払法人税等	1,606	2,701
賞与引当金	832	835
その他	7,236	5,177
流動負債合計	40,123	40,528
固定負債		
長期借入金	37,175	33,823
リース債務	648	1,105
繰延税金負債	841	968
退職給付に係る負債	3,025	3,070
その他	690	931
固定負債合計	42,381	39,899
負債合計	82,504	80,427
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,086	11,086
資本剰余金	10,744	11,049
利益剰余金	19,847	24,517
自己株式	△29	△1,952
株主資本合計	41,649	44,701
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,008	4,758
繰延ヘッジ損益	△69	△48
為替換算調整勘定	108	△300
退職給付に係る調整累計額	△1,100	△972
その他の包括利益累計額合計	3,946	3,438
非支配株主持分	4,001	1,539
純資産合計	49,597	49,678
負債純資産合計	132,101	130,106

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	64,049	66,322
売上原価	53,640	52,775
売上総利益	10,409	13,547
販売費及び一般管理費	※1 6,604	※1 6,925
営業利益	3,804	6,621
営業外収益		
受取利息	8	11
受取配当金	160	175
持分法による投資利益	449	687
受取賃貸料	64	58
受取保険金	237	36
その他	216	179
営業外収益合計	1,137	1,149
営業外費用		
支払利息	240	178
為替差損	127	-
弔慰金	125	10
その他	69	77
営業外費用合計	563	266
経常利益	4,378	7,505
特別利益		
投資有価証券売却益	-	465
関係会社株式売却益	-	357
その他	-	22
特別利益合計	-	845
特別損失		
固定資産除却損	23	105
減損損失	127	-
経営統合関連費用	-	146
その他	7	2
特別損失合計	157	254
税金等調整前四半期純利益	4,220	8,096
法人税、住民税及び事業税	1,158	2,635
法人税等調整額	93	254
法人税等合計	1,252	2,890
四半期純利益	2,968	5,206
非支配株主に帰属する四半期純利益	376	284
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,592	4,921

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益	2,968	5,206
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△564	△238
繰延ヘッジ損益	32	△0
為替換算調整勘定	△663	△565
退職給付に係る調整額	54	112
持分法適用会社に対する持分相当額	△66	28
その他の包括利益合計	△1,207	△663
四半期包括利益	1,761	4,543
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,583	4,413
非支配株主に係る四半期包括利益	177	129

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,220	8,096
減価償却費	2,955	3,090
減損損失	127	-
のれん償却額	78	31
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△7	△5
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9	4
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	6	63
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	141	213
受取利息及び受取配当金	△168	△186
支払利息	240	178
為替差損益 (△は益)	124	-
持分法による投資損益 (△は益)	△449	△687
投資有価証券売却損益 (△は益)	-	△465
関係会社株式売却損益 (△は益)	-	△357
有形固定資産除売却損益 (△は益)	23	107
売上債権の増減額 (△は増加)	△38	△3,127
たな卸資産の増減額 (△は増加)	221	△184
その他の資産の増減額 (△は増加)	62	1,677
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,186	1,181
その他の負債の増減額 (△は減少)	△480	△552
未払消費税等の増減額 (△は減少)	346	△101
その他	△195	34
小計	6,030	9,010
利息及び配当金の受取額	382	479
利息の支払額	△241	△178
法人税等の支払額	△194	△1,684
法人税等の還付額	432	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,410	7,650

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,909	△2,214
有形固定資産の売却による収入	7	4
投資有価証券の取得による支出	△222	△0
投資有価証券の売却による収入	-	1,586
関係会社株式の売却による収入	-	1,789
長期前払費用の取得による支出	△53	△1
貸付けによる支出	△14	△5
貸付金の回収による収入	39	44
その他	△172	△116
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,325	1,086
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	25,478	7,135
短期借入金の返済による支出	△23,999	△5,250
長期借入れによる収入	2,144	-
長期借入金の返済による支出	△3,363	△4,804
リース債務の返済による支出	△239	△242
セール・アンド・リースバックによる収入	2,493	50
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	△2,278
自己株式の取得による支出	△0	△1,924
配当金の支払額	△252	△252
非支配株主への配当金の支払額	△7	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,254	△7,573
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10	△35
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	327	1,126
現金及び現金同等物の期首残高	930	2,155
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	87	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,344	※1 3,282

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社子会社が保有するトーンサービス株式会社の全株式を売却したことにより、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
従業員	4百万円	3百万円

借入金に対して保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
ユニバーサル製缶(株)	—	242百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
荷造運送費	1,397百万円	1,436百万円
給料手当	1,157 "	1,153 "
賞与引当金繰入額	98 "	106 "
退職給付費用	63 "	78 "
研究開発費	352 "	397 "
減価償却費	299 "	296 "
保管料	997 "	1,026 "
貸倒引当金繰入額	0 "	1 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	1,345百万円	3,282百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△0 //	— //
現金及び現金同等物	1,344百万円	3,282百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成27年3月31日	平成27年6月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成27年9月30日	平成27年12月7日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月11日 取締役会	普通株式	252	3円75銭	平成28年3月31日	平成28年6月13日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月7日 取締役会	普通株式	229	3円75銭	平成28年9月30日	平成28年12月12日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、平成28年5月11日、平成28年8月5日及び平成28年9月29日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行っております。この結果、自己株式は当第2四半期連結累計期間において1,924百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において1,952百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	21,872	38,657	781	61,311	2,738	64,049	—	64,049
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,102	0	964	4,068	755	4,823	△4,823	—
計	24,975	38,657	1,746	65,379	3,493	68,873	△4,823	64,049
セグメント利益又は損失 (△)	995	3,494	△21	4,469	△93	4,375	△570	3,804

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業、工場内運搬作業等の請負事業及び化粧品等製造販売事業であります。

2 セグメント利益又は損失 (△) の調整額△570百万円には、セグメント間取引消去16百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△587百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

下記の事業用設備については、収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計			
減損損失	49	79	—	128	—	△1	127

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	21,634	40,436	1,505	63,576	2,745	66,322	—	66,322
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,891	—	841	3,732	775	4,507	△4,507	—
計	24,525	40,436	2,346	67,309	3,520	70,830	△4,507	66,322
セグメント利益	1,970	5,075	96	7,142	26	7,168	△546	6,621

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業、工場内運搬作業等の請負事業及び化粧品等製造販売事業であります。

2 セグメント利益の調整額△546百万円には、セグメント間取引消去105百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△652百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

当社は、平成28年8月5日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社日本キャンパックの株式を追加取得することを決議し、平成28年8月8日付けで同社株式を取得しております。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社日本キャンパック（当社の連結子会社）

事業の内容：飲料の受託充填事業

② 企業結合日

平成28年8月8日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は99.8%となりました。当該追加取得は、グループ経営体制の強化・意思決定の迅速化を図るために行ったものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	2,278百万円
取得原価		2,278百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

305百万円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	38円55銭	75円64銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,592	4,921
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,592	4,921
普通株式の期中平均株式数(千株)	67,259	65,069

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第92期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)中間配当については、平成28年11月7日開催の取締役会において、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 229百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 3円75銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成28年12月12日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月9日

ホッカンホールディングス株式会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 允夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹見 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているホッカンホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ホッカンホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。